

パブリックコメント（仮称）習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）いただいた御意見と市の考え方

1 結果の概要

- (1) 意見募集期間 平成30年6月1日から平成30年6月29日まで
 (2) 提出された方の総数 88人（メール64人、郵送・FAX等24人）
 (3) 提出された意見の総数 214件

2 意見の概要と市の考え方

No.	項目	意見の概要	市の考え方
1	題名 (3件)	「路上等」ではなく、「屋外」とすべき。	本条例案では、改正健康増進法との重複を避けるため、対象となる場所を「路上等」と限定し、題名も「路上等における」としていましたが、健康なまちを掲げる市として場所を限定することなく「受動喫煙のないまちづくり」を推進し、市民の健康を守るための条例として、「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」とすることとしました。
2		屋外において受動喫煙は存在しない。名称について再考すべき。「公共の特定の場所における喫煙禁止条例」のような市民の理解しやすい名称にしては。	改正前の健康増進法では、受動喫煙は、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう」とされており、屋外での受動喫煙については想定されていませんでしたが、今回の改正により「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう」と定義されました。また、改正法では学校・病院・児童福祉施設等、行政機関においては、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた喫煙場所を除き、原則敷地内を禁煙とするなど、屋外における受動喫煙を防止するための措置が定められており、屋外においても受動喫煙は生じるものと考えています。なお、題名についてはNo1の考え方と同様です。
3		受動喫煙とは屋内で起こることであり、このまま正式名称とするのは不適切。市民・事業者・市を訪れる人にとって条例名称から規制内容を想像できない。	No2の考え方と同様です。
4	目的 (8件)	健康なまちを掲げる習志野市として、受動喫煙による健康被害を防止する目的の本条例制定に賛同。	御意見ありがとうございます。
5		屋外での受動喫煙とありますが屋外での影響について科学的根拠はあるのか。	受動喫煙は屋外においても生じるものです。また、WHOのたばこ規制枠組み条約第8条実施のためのガイドラインにおいては、たばこ煙にさらされることについて安全なレベルというものはないとされていることから、屋外におけるたばこ煙も健康影響を与えていると考えています。
6		習志野市独自で屋外を規制することは、現在国で健康増進法の改正が検討されている中、2つの規制が輻輳することで、市民・事業所・市を訪れる人達にとって混乱を招くのではないかと。	健康増進法では主として多数の者が利用する施設における受動喫煙の防止のための規制をしており、本条例案では法で規制の対象としない路上等における規制をするもので、規制は輻輳していないと考えています。また、法令等との適用関係をより明確にするため「法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定められている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない」との規定を設けました。
7		受動喫煙の健康影響は室内（屋内）でも説得力のあるかたちでは示されていない。「路上等」の屋外では受動喫煙による健康影響を示す科学的根拠は示されていない。「路上等」の屋外における健康影響の科学的根拠を明確に示さない限り条例で規制することはできない。近隣他市と同様に、「火の危険の防止」、「ポイ捨て防止」とするべき。もしくは、現在ある「きれいなまちづくり条例」の改正でよい。	受動喫煙は屋外においても生じるものです。また、WHOのたばこ規制枠組み条約第8条実施のためのガイドラインにおいては、たばこ煙にさらされることについて安全なレベルというものはないとされていることから、屋外におけるたばこ煙も健康影響を与えていると考えています。このようなことから、健康なまちづくりを掲げる本市といたしましては、市民の健康を守ることを目的として、本条例を制定しようとするものです。
8		屋外における環境中のたばこの煙が、たばこを吸わない方に疾病等の深刻な健康被害を与えているという科学的な根拠は示されておりません。目的については、「受動喫煙の迷惑やたばこの火の危険から市民を守るため」等に変更すべき。	No7の考え方と同様です。
9		屋外における環境中たばこ煙は、非喫煙者に深刻な健康影響を与えているという科学的根拠は示されていない。	No5の考え方と同様です。
10		目的を受動喫煙による健康被害の防止とするならば、たばこの煙にどの位さらされたらこの位健康影響があるときちゃんと説明するべき。	No5の考え方と同様です。
11		路上等における受動喫煙による健康への悪影響が懸念されると言っているが懸念だけではなく科学的見地からの根拠はあるのか。懸念だけで喫煙を規制することが出来るとは思えない。理念条例ではなく喫煙者の権利を制限するものであると根拠が必要。	No5の考え方と同様です。
12	定義 (26件) うち、 加熱式たばこに関すること (19件)	加熱式タバコも対象	加熱式たばこについては、規制の対象外とすべきという意見を多くいただき、検討した結果、厚生労働省が作成した資料において、「加熱式たばこ喫煙時の室内におけるニコチン濃度は、紙巻きたばこに比べれば低い」、「現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」こと、改正健康増進法では、経過措置として、加熱式たばこ専用の喫煙室を設置すれば、飲食も可能としていること、また、東京都においては、経過措置として、行政処分や罰則を適用しないとしていることから、たばこの定義から外すのではなく、「当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」として市長が指定した場合は、当分の間、重点区域における喫煙の禁止、過料の規定を適用しない経過措置を置くこととしました。
13		「加熱式たばこについては、提案時に対象から外す可能性がある」といった答弁があったと記憶していますが、これは絶対に避けなければいけません。 去る6月7日、韓国食品医薬品安全処から、1年近い研究の結果、加熱式たばこの有害性が一般の紙巻たばこ何ら変わらないことが明らかになったとの報告がされました。「ゼロ」とされてきたタールが紙巻たばこより多いことが明らかになるなど、むしろ危険性が高い可能性が指摘されています。 WHOはもちろん、日本呼吸器学会などからも「他のたばこ製品と同様に規制すべき」との見解が出されており、またフィリップモリス社のあるアメリカでは食品医薬品局（FDA）が、iQOSをリスク低減製品として認めておらず、同国内での販売が許可されていないことは御承知のとおりです。 法律上、加熱式たばこは他のたばこ製品と同じであること、また公衆衛生の予防原則の観点から、安全が確認されない限りは対象に含める」というスタンスを堅持すべき。	No12の考え方と同様です。
14		加熱式のたばこも対象とあるが火を使わないため燃焼の際に出る有害物質があるのでしょうか？	No12の考え方と同様です。
15		「たばこに火をつけ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。」と記載されているが、国でも健康影響が分からない加熱式たばこが含まれていることに疑問を持っています。規制するには、それ相応の根拠が必要であり、分からないものを規制することは容認できません。条例案の定義から除外すべき。	No12の考え方と同様です。
16		規制の対象となる喫煙の種類から蒸気のみを出す喫煙具(JTのブルームテック等)は除くべき。理由：周辺にいる人に健康被害等の影響を及ぼさないため。	No12の考え方と同様です。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
17		受動喫煙が問題であるなら、最近発売されたブルームテックは有害物質がないとききました、ぜひ検証をして下さい。	No12の考え方と同様です。
18		本案では、加熱式たばこも規制の対象となっておりますが、加熱式たばこの影響については、明らかになくなったものではなく、健康増進法の改正案でも除外されており、現時点では除外すべきものと思います。	No12の考え方と同様です。
19		加熱式たばこについては、直接火を使わないことと、健康被害に関する検証が途上であることなどから、当面の間対象外とする。	No12の考え方と同様です。
20		条例案では「喫煙」の定義に、加熱式たばこが含まれております。 健康増進法改正案では「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」の中に分類されており、当面の間、屋内の加熱式たばこ専用喫煙室内においては飲食も可能と記載されております。 加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様に扱われるものではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的根拠に基づいて規制が検討されるべきです。	No12の考え方と同様です。
21		加熱式のたばこによる健康被害に関する科学的知見が十分でない今は規制の対象外としてほしい。	No12の考え方と同様です。
22		条例案の概要では、喫煙は「たばこに火をつけ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること」と定義づけられており、紙巻たばこ同様、加熱式たばこについても市内全域の路上等における使用が認められておりません。 しかしながら、加熱式たばこについては、紙巻たばこと同様に議論されるべきではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的エビデンスに基づいて規制が検討されるべきです。 なお、今国会で審議されている健康増進法の一部を改正する法律案においても、他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないものとして厚生労働大臣が指定するたばこについては飲食等も可能な喫煙室内での使用が認められており、屋内であっても、紙巻たばことは異なる措置が定められております。 以上の理由から、路上等の屋外を規制する本条例案においては、加熱式たばこについては規制対象にするべきではないと考えます。 なお、加熱式たばこは火を使わないため、千葉市においては他者への火傷等の身体及び財産への被害の恐れがないことから、条例の規制対象とはせず、ポイ捨てをした場合のみ罰則の対象としております。	No12の考え方と同様です。
23		加熱式たばこが条例の定義に含まれることについて反対 屋内においても未だ健康影響が不明であり、国や自治体でも別扱いしている現状を踏まえ、健康影響が明らかになるまで規制対象外とすべき。	No12の考え方と同様です。
24		条例案では「喫煙」の定義に、加熱式たばこが含まれております。健康増進法改正案では「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」の中に分類されており、当面の間、屋内の加熱式たばこ専用喫煙室内においては飲食も可能と記載されております。 加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様に扱われるものではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的根拠に基づいて規制が検討されるべきです。	No12の考え方と同様です。
25		条例案では「喫煙」の定義に、加熱式たばこが含まれております。 「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」の中に分類されており、当面の間、屋内の加熱式たばこ専用喫煙室内においては飲食も可能と厚労省健康増進法改正案にも記載されている。 規制するには、それ相応の根拠が必要であり、分からないものを規制することは容認できません。条例案の定義から除外すべきと考えます。	No12の考え方と同様です。
26		条例案では「喫煙」の定義に、加熱式たばこが含まれている。 「たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」の中に分類されており、当面の間、屋内の加熱式たばこ専用喫煙室内においては飲食も可能と厚労省健康増進法改正案にも記載されている。 加熱式たばこについては、紙巻きたばこと同様に扱われるものではなく、加熱式たばこの健康影響に関する科学的根拠に基づいて規制が検討されるべきと考える。	No12の考え方と同様です。
27		加熱式たばこは別に問題にしくなくてもよいのではないのでしょうか。	No12の考え方と同様です。
28		加熱式たばこもよくわかっていない中で紙巻きたばこと同じように規制することはおかしいと思う。	No12の考え方と同様です。
29		加熱式たばこを規制から除外を望む。	No12の考え方と同様です。
30		国も東京都も加熱式たばこは除外しているのに、なぜ習志野市だけが普通のたばこと同様に規制するのか。 健康影響に関する科学的知見が十分でない加熱式たばこは規制の対象とすべきでない。	No12の考え方と同様です。
31		（加熱式ではない）電子たばこは、現状、法に定める「製造たばこ代用品」とされてないため、この定義では対象から外れる。本市では電子たばこ等の類似品を含めて対策を講じてきており、除外する合理的理由がない。	たばこの定義は、たばこ事業法による製造たばこ製造たばこ代用品の定義を引用しており、改正健康増進法や東京都条例も同様の表現を用いています。たばこ事業法においてこれらに含まれない、加熱式たばこでない電子タバコについては、この条例におけるたばことはしていません。
32		「喫煙用に供されるもの」という文言は削除すべきと考えます。 仮に入れるにしても、「製造たばこ又は製造たばこ代用品で、・・・」でなければおかしい。	たばこの定義は、たばこ事業法による製造たばこ製造たばこ代用品の定義を引用しており、改正健康増進法や東京都条例も同様の表現を用いています。喫煙用に供されない「かみ用、かき用」に供するものについては、「煙」や「蒸気」を発生させないことから、受動喫煙が生じないものであり、本条例の適用外としております。製造たばこ代用品は「製造たばこ以外の物であつて、喫煙用に供されるもの」とされていることから、このような定義としています。
33		『煙にさらされること』を『煙を吸入すること』に変えるべきであるがいかがか。 受動喫煙の原因であるタバコの煙のみならずタバコの臭いまでを規制したいのではないかと疑念が生じる。	受動喫煙の定義は、改正健康増進法に合わせて定義しています。
34		「受動喫煙」について この定義は明確に誤りです。「たばこから発生した煙」としてしまうと、主流煙・副流煙のみが該当し、呼出煙が含まれません。受動喫煙とは、副流煙と呼出煙を合わせた「環境タバコ煙（ETS）」に曝されることを言います。 よって、「他人の喫煙により生じた煙に・・・」でなければなりません。	呼出煙は、たばこから発生した煙（主流煙）を喫煙者が吸った後吐き出す煙であるから、この定義においても受動喫煙の対象に呼出煙を含むものとして考えています。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
35		「路上等」についてを、「市内の道路、公園及び駅前広場」としていますが、私道はどのような扱いになるのか、公道・私道の区別は付けるのか、付けないのか分からない。路上の自動車の車内の扱いはどの様になるのかハッキリさせるべき。	私道は「路上等」として取り扱います。自動車の車内につきましても、重点区域内においては、喫煙を禁止します。重点区域は、その場所を指定しているものであり、喫煙者の置かれた状況等に応じて変わるものではないため、自動車が動いている、いないに関わらず、喫煙については禁止となります。しかしながら、現に運行している自動車について、過料を適用するために停車させることは、職員や周辺道路状況においても危険を誘発する恐れがあることから、罰則の対象とはしないこととします。
36		「路上等」について ・問題となっていた場所がカバーできない。 ・「公共施設」が含まれていないのは何故か。 ・限定列举に拘るのであれば、「駅前広場」ではなく「広場」とすべき。（「駅前広場」自体はあってもよい。） ・各種通路は「道路」に含むものと思いますが、その認識でよいか。 ・「市内の道路」という表現がされていますが、船橋市域にある本市の市道はどのような取り扱いになるか。 ・自動車内（特に窓・ドア等を開けている場合）での喫煙は、歩きタバコや路上喫煙と何ら変わりません。本条例による規制の対象となる旨、明記するようお願いします。	公共施設については改正健康増進法により規制の対象となることから、本条例では定義しておりません。単に広場とすると、対象とする場所の範囲が広がり不明確になるため駅前広場に限定しています。団地内の通路は特定の者が通るものであるため対象としては考えていません。市内の道路を対象としているため、市外の市道については対象としていません。自動車内については、No35の考え方と同様です。
37		「喫煙所」について ・言い回しが「たばこ」の定義と異なっているので、「喫煙用に…」又は「喫煙の用に…」とすべき。 ・この定義だと、コンビニエンスストアの店先に設置されている灰皿は対象から外れてしまうため、見直しをお願いします。（建前上「消火のため」としているため。補足の内容でもカバーできるか不明）	御意見ありがとうございます。条文の構成上、喫煙所については、定義しないこととしました。
38	責務 （7件）	市に対しては「推進するものとする」「努めるものとする」としている一方で、市民等、事業者に対しては「努めなければならない」「協力しなければならない」としている。果たすべき責務として、双方の表現に差を設けた趣旨は説明すべき。市民等・事業者に対してより重い責務を貸す以上、市も「推進しなければならない」「努めなければならない」とするべき。	「しなければならない」と「するものとする」という表現は、どちらも一定の行為を義務付ける表現であり、「しなければならない。」は義務付けられた行為について裁量の余地を与えない表現であり、「するものとする。」は義務付けが弱く原則や方針を示す場合に用いられる表現です。他市の同様の条例の規定なども参考とし、市としての原則、方針を示すものとして「するものとする。」としたものであります。
39		「市の責務」において、「必要な環境整備に努めるものとする」と記載されているが、努力義務表記である。他人（市民等）に厳しく、自分（市）に優しい印象を受けます。逆ではないでしょうか。ルールを設定するのであれば、ルールを守れる環境を市が作らなければなりません。「必要な環境整備をしなければならない」とすべき。	No38の考え方と同様です。なお、パブリックコメント案では、市内全域の路上等で喫煙できないことから、必要な環境整備として喫煙所の設置を検討しておりましたが、重点区域のみを喫煙禁止とし、その他の場所においては受動喫煙を生じさせなければ喫煙が出来ること、加熱式たばこについて喫煙禁止の規定を除外することとしたことから、喫煙可能な場所ができたため、この規定は削除しました。
40		条例で規制するのであれば吸える場所の確保も当然だと思います。喫煙者が他人に迷惑がからず、受動喫煙の影響がない場所で吸えるように、市が積極的に啓発活動していくことが重要だと思います。これこそが行政の責務だと考えます。	パブリックコメント案では、市内全域の路上等で喫煙できないことから、必要な環境整備として喫煙所の設置を検討しておりましたが、重点区域のみを喫煙禁止とし、その他の場所においては受動喫煙を生じさせなければ喫煙が出来ること、加熱式たばこについて喫煙禁止の規定を除外することとしたことから、喫煙可能な場所ができました。喫煙する方が受動喫煙を生じさせることなく喫煙が出来るよう、条例の内容の周知、啓発に努めてまいります。
41		・条例案における責務を課すことに関する表現として、市に対しては「推進するものとする」「努めるものとする」としています。一方で、市民等、事業者に対しては「努めなければならない」「協力しなければならない」としています。条例の施行に際して果たすべき責務として、双方の表現に差を設けた趣旨を説明することが必要。 ・市民等・事業者に対してより強く責務を課す以上、市としても「推進しなければならない」「努めなければならない」とするべき。 ・「市に対する責務」として、市が取り組む「路上等における受動喫煙の防止に必要な施策」「必要な環境整備」とはどのような内容があるのか。 ・成人した者の喫煙は社会通念上認められている行為です。その行為を制限し、違反者には過料を課す以上、市として喫煙する者へ配慮した実効性のある施策にも取り組むべき	No39の考え方と同様です。なお、喫煙する方が受動喫煙を生じさせることなく喫煙が出来るよう、条例の内容の周知、啓発に努めてまいります。
42		「3 責務」 「市」について 「この条例の目的を達成するため、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。」でよいと考えます。「路上等における（屋外における）」と条件を付ける理由はありません。	パブリックコメント案では、改正健康増進法との重複を避けるため、対象となる場所を「路上等」と限定し、題名も「路上等における」としていましたが、健康なまちを掲げる市として場所を限定することなく「受動喫煙のないまちづくり」を推進し、市民の健康を守るための条例として、「習志野市受動喫煙の防止に関する条例」とすることとしました。責務についても御意見のとおり修正しています。
43		「市民等・事業者」について 「市民等」と「事業者」の責務が同じであるというのは、バランスを欠く。事業者にはCSRが求められるが、市民等とは“できること”も大きく違います。 事業者の所有地または管理地については、その内部において、あるいは内部で生じた喫煙によって、受動喫煙が生じることがないよう配慮する規定を設けるべき。 「市民等」でも「事業者」でもない者（市内に土地を所有しており、それを事業用に使用していない者）は、何ら責務を負わないことになります。「土地所有者（管理者）の責務」があると良いのかもしれませんが。	「市民の責務」と「事業者の責務」を分けて規定することとしました。市民には「路上等において喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない」、「路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮」することを、事業者には、「受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備に配慮」することを責務としました。なお、事業用に使用していない土地における受動喫煙の防止対策としては、市民等の責務として喫煙をする際の配慮義務により規制することができることから、土地所有者の責務は、規定していません。
44		「必要な環境整備に努める」ため公設の喫煙所設置の考えは有るのか、有るなら喫煙所でたばこを吸ってくださいと、はっきりさせるべき。	パブリックコメント案では、市内全域の路上等で喫煙できないことから、必要な環境整備として喫煙所の設置を検討しておりましたが、重点区域のみを喫煙禁止とし、その他の場所においては受動喫煙を生じさせなければ喫煙が出来ること、加熱式たばこについて喫煙禁止の規定を除外することとしたことから、喫煙可能な場所ができたため、この規定は削除しました。
45	受動喫煙の防止 （39件）	路上でタバコを吸わないようにさせるのは大賛成だが、追加して公園とその回りの道路でもタバコを吸わないようにさせて欲しい。	公園は「路上等」に含まれるため、路上と同様の取扱いとなります。なお、市内の「路上等」全域について喫煙を禁止することは厳しいとの意見が多数あったことから、重点区域内では喫煙禁止、重点区域以外では喫煙をする際、受動喫煙を生じさせないこととする規制としました。
46		路上等で、喫煙をしないだけでなく、喫煙が可能な場所で喫煙するときも、他人に受動喫煙をさせることがないよう、配慮しながら行っていただきたい。	路上等以外の場所で喫煙をする際も受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないとしています。
47		路上等の定義がおかしい。津田沼駅近くのコンビニエンスストアの前は受動喫煙のメッカ。この先には保育園があり、駅に向かう予備校生も受動喫煙にさらされている。道路や公園だけでは受動喫煙は防げない。	路上等以外の場所で喫煙をする際も、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないとしています。また、事業者に対しても受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならないとしています。
48		「周囲の状況に配慮しなければならない。」 「環境の整備に配慮しなければならない。」 では防止にならないのではないかと。受動喫煙をさせてはいけないとしてももらいたい。	市民意識の向上という部分において効力が発揮されると考えています。条例の周知、啓発に努めてまいります。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
49		重点地区を規定していることから「重点地区においては、喫煙をしてはならない」とし、「3 責務」で市民等に対して「受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるよう努めなければならない」としている以上、「重点地区以外の路上等で喫煙するときは・・・周囲の状況に配慮しなければならない」とすべきでは。	市内全域の路上等の喫煙の禁止については条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。
50		他の自治体である火の危険のため混雑する駅頭などのみ路上喫煙禁止をするだけでよいのでは。	本条例は、受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的とすることから、特に受動喫煙の影響が大きい場所として駅周辺の路上等と学校等の周辺の路上等を重点区域と指定し、喫煙を禁止とするものです。
51		車両に乗車している者の喫煙については、周辺に煙を散乱させていない場合、規制の対象からはずすと明記すべき。	自動車の車内につきましても、重点区域内においては、喫煙を禁止します。重点区域は、その場所を指定しているものであり、喫煙者の置かれた状況等に応じて変わるものではないため、自動車が進んでいる、いないに関わらず、喫煙については禁止となります。しかしながら、現に運行している自動車について、過料を適用するために停車させることは、職員や周辺道路状況においても危険を誘発する恐れがあることから、罰則の対象とはしないこととします。
52		喫煙者而非喫煙者の共存を進めるべきだ。分煙環境を整えるべきだ。路上喫煙を禁止するなんてとても理解ができない。やめるべきだ。	市内全域の路上等の喫煙の禁止については条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。これにより、重点区域以外の場所においては、受動喫煙を生じさせない状況であれば喫煙が可能となり、喫煙者而非喫煙者の共存につながるかと考えております。
53		受動喫煙の防止については賛同いたします。 国で健康増進法の改正が議論されており、屋内の喫煙場所が規制されることが想定される中、人の混み合う場所の規制は理解できますが、基本的に屋外での喫煙については、マナーを守り、周囲へ配慮すれば条例等で規制すべきものではありません。また、条例案では市内全域の路上で禁煙としています。禁煙者の排除としか思えません。喫煙場所を整備し、分煙を進めることが受動喫煙の防止につながり、喫煙者、非喫煙者双方の理解が得られるものと思います。	№52の考え方と同様です。
54		私は喫煙者ですが、非喫煙者の方にも配慮し、マナーを守っています。一部のマナー違反によって、行政がこのような条例による措置をこうすることは、地域経済の縮小を招くものと考えます。 また、条例による拘束で喫煙者のマナーが強制的に向上するとも考えにくいと思います。 本条例の制定に当たっては、努力義務の範囲とすべきと考えます。	本市は、これまでもJR津田沼駅北口の灰皿の撤去、横断幕等による啓発等、たばこに関するマナー・モラルの向上に関する取組を進めてまいりました。しかしながら、未だ、たばこに関する御意見は頂いております。このようなことから、健康なまちを掲げる本市といたしましては、受動喫煙の防止を図るためには、努力義務だけでなく実効性ある規制が必要と考え、本条例を提案しております。
55		本条例案は健康影響が明らかとなっていない屋外での喫煙を一方向的に禁止する等、バランスに欠けた内容であり、賛成できない。 喫煙者はマナーを守って喫煙すべきであり、屋内の分煙は推進すべきと考えるが、国の改正案以上の規制は市民の混乱を招くだけであると考え、条例案の撤回をお願いしたい。	受動喫煙は屋外においても生じるものです。また、WHOのたばこ規制枠組み条約第8条実施のためのガイドラインにおいては、たばこ煙にさらされることについて安全なレベルというものはないとされていることから、屋外におけるたばこ煙も健康影響を与えていると考えています。このようなことから、健康なまちづくりを掲げる本市といたしましては、改正健康増進法で規定されていない路上等についても受動喫煙を防止し、市民の健康を守ることを目的として本条例を制定しようとするものです。なお、国は、今回の改正健康増進法は全国統一的なルールを定めるものであり、法律による規制以上の取組を行うことは何ら問題がないとしております。
56		内容が過度な規制内容になってませんか？この条例が施行されてしまうと習志野市では家の中でしか吸えなくなってしまう。習志野市は喫煙者而非喫煙者の共存を目指すべきだと思います。市民にはまだ多くの喫煙者もいるし、たばこによる税収入もあります。たばこ販売のみ許容してたばこを吸うという姿勢は全く理解出来ません。	№52の考え方と同様です。
57		今回の条例案では、屋外での喫煙が禁止とのことですが、これから私達喫煙者はどこでタバコを吸えばよいのでしょうか。もちろん、灰皿が設置されていない場所、指定の喫煙所以外の場所で、タバコを吸うことはいけないと思います。 ただ、ルールに則り今までタバコを吸ってきたのにも関わらず、このような扱いを受けるのは悲しいです。 どうか条例案の撤廃をしてください。期待しています。	№52の考え方と同様です。
58		今回の条例案を拝見し、市内全域の路上を規制し、どこで吸っても受動喫煙、人がいなくても受動喫煙、喫煙者はどこにいても他人に迷惑をかけている書きぶりです。これまで以上に喫煙者虐げる喫煙者へのヘイトを思わせる条例に全く理解ができません。	№52の考え方と同様です。
59		現在国会において健康増進法の改正案が審議されておりますが、法律よりも厳しい規制を条例で定めるのはいかがなものかと思えます。市民に混乱を招くことになります。	№55の考え方と同様です。
60		「市内の道路、公園及び駅前広場」と記載されているが、規制の範囲として、市内全域の路上等を規制する必要があるのか。市内の路上等には、多くの方々が集散する駅周辺等だけではなく、煙の迷惑がからない場所や状況もあると考えます。「指定された重点区域内の道路」が適切であると考えます。	№49の考え方と同様です。
61		目的や定義に修正がない場合、条例案の内容は、「市民の責務」を超えたものであり、喫煙者の権利を侵害するものと考えます。「市民等は、路上等で、喫煙する場合は、周囲の迷惑とならないよう努めるものとする。」との内容で、市内全域は努力義務とし、「重点区域では喫煙をしてはならない」との内容で重点区域のみ喫煙禁止にする等に修正すべき。	№49の考え方と同様です。
62		煙という気体を制御することを目的としていること。つまり煙の発生そのものを否定するのではなく煙の流れを制御する条例である。条例（案）では、路上を含めた公共的空間における喫煙について禁止することにより、煙の発生そのものを否定している。	№49の考え方と同様です。
63		駅前等の重点区域については他市と同じように禁煙とし、違反者には罰則規定を設けることで実効性のある条例とする。ただし路上喫煙している者に対し指導・注意をしたとき、直ちに改善された場合は過料等徴収しないものとする。それ以外の公共的空間については、喫煙する際は周りの人に配慮することで受動喫煙のないまちづくりをめざすという理念的な内容とし、市民の理解を得る条例とする。	№49の考え方と同様です。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
64		国は、屋内のみ規制対象としているが、路上等は科学的根拠が示せないことから外したのであって、本市のように懸念されるといって、科学的根拠のないあいまいな規制をすべきではないと思う。たばこだけを、路上での受動喫煙防止条例を制定しようと感じるが、自動車の排気ガスや工場からの煙等に対しては、一切記載がないが、矛盾していないか。	受動喫煙は屋外においても生じるものです。また、WHOのたばこ規制枠組み条約第8条実施のためのガイドラインにおいては、たばこ煙にさらされることについて安全なレベルというものはないとされていることから、屋外におけるたばこ煙も健康影響を与えていると考えています。このようなことから、健康なまちづくりを掲げる本市といたしましては、市民の健康を守ることを目的として、本条例を制定しようとするです。
65		受動喫煙は、喫煙者而非喫煙者の複数の人がいて起こるもの。人通りの少ないエリアまで規制する必要があるのか。市民等は、「重点区域で喫煙をしてはならない」でよいのではないか。	No49の考え方と同様です。
66		近隣市において「受動喫煙のみ」を掲げ、屋外条例策定をしている市はございません。近隣市と足並みをそろえることで、習志野市だけでなく、千葉県全体での取組になると考えております。また、習志野市だけ違う条例内容であると、市民や市を訪れる人の混乱が想定されます。条例案では、市内の路上等全域において、喫煙を禁止するとしております。併せて「喫煙所設置に関しては路上の市民に配慮」となると、路上に面した民間地まで含まれることが想定され、過度な条例案と言わざるを得ません。 路上喫煙に関する条例の多くは、禁止区域での喫煙に対して、火の危険防止及びポイ捨て防止等を目的に、喫煙を禁止する内容であります。 もちろん公共の場所で喫煙者は、たばこを吸わない方への配慮が必要であると考えますが、屋外において受動喫煙の健康被害に対する科学的根拠がない中、条例案内容は適切でないと考えます。	No49の考え方と同様です。
67		習志野市で勤務しています。本条例案に反対します。理由は以下に記載します。 本案は路上等で、喫煙をしてはならない。とあります。 →全ての路上を禁煙するのは行き過ぎであると考えます。 →やるのであっても、交通等の往来の激しいエリアを特定し、禁煙エリアを設定すべきです。	No49の考え方と同様です。
68		喫煙所を設置する者は、路上等にいる市民等に受動喫煙をさせることのないよう、必要環境の整備に配慮しなければならない。とあります。 →現状、コンビニ等の灰皿でたばこを楽しんでいます。この条例だと、コンビニさんが過度に反応し、一斉に撤去されるのではないかと心配しています。我々喫煙者は一体どこで喫煙させてもらえるのでしょうか？ 喫煙者而非喫煙者が共存できるよう、習志野市として、抜本的な本条例案の見直しをよろしくお願い致します。	No52の考え方と同様です。
69		条例案の概要では、喫煙行為を禁止する対象範囲である路上等は「市内の道路、公園及び駅前広場」と定義付けられており、市内全域の路上において喫煙行為の禁止が市民等に義務付けられております。 しかしながら、屋外における環境中のたばこの煙が、たばこを吸われないかたに疾病等の健康影響を与えているという科学的な根拠は示されていない中で、多数の人が集まる重点区域以外の場所まで一律的に禁止義務を課することは過度な措置であると考えます。また、重点区域以外の市内全域の路上等については、「習志野市空き缶等の投棄、違反ごみ出し並びに飼犬及び飼猫のふんを放置をしないまちづくり条例」により既に喫煙行為が制限されており、この条例の啓発活動を強化することが望ましいと考えております。 そのため、本条例案における喫煙行為を禁止する対象範囲については、重点区域のみとすることが適切と考えます。	No49の考え方と同様です。
70		路上等で、喫煙をしてならないとの記述について 人が多く集散する場所（津田沼駅・新習志野駅等）の路上では、喫煙は禁止すべきと思うが、市内全ての路上で規制することは反対である。もちろん歩行喫煙、たばこの吸い殻のポイ捨ては禁止すべきである。	No49の考え方と同様です。
71		4の1項目について、「路上等」ではなく「公の場所」のほうが広く適用されるのではないのでしょうか。	No49の考え方と同様です。
72		4の3項目、「必要な環境の整備・・・」はもっと具体的に明記すべきでは。例えば「煙が直接浮遊することのないよう、空気清浄機・分煙機等で空気を清浄した状態で排出させること・・・」等。	配慮義務であることから、具体的な措置を明記しないこととしております。
73		近隣市において「受動喫煙のみ」を掲げ、屋外条例策定をしている市はございません。近隣市と足並みをそろえることで、習志野市だけでなく、千葉県全体での取組になると考えております。また、習志野市だけ違う条例内容であると、市民や市を訪れる人の混乱が想定されます。条例案では、市内の路上等全域において、喫煙を禁止するとしております。併せて「喫煙所設置に関しては路上の市民に配慮」となると、路上に面した民間地まで含まれることが想定され、過度な条例案と言わざるを得ません。' 路上喫煙に関する条例の多くは、禁止区域での喫煙に対して、火の危険防止及びポイ捨て防止等を目的に、喫煙を禁止する内容であります。 もちろん公共の場所で喫煙者は、たばこを吸わない方への配慮が必要であると考えますが、屋外において受動喫煙の健康被害に対する科学的根拠がない中、条例案内容は適切でないと考えます。	No49の考え方と同様です。
74		多数の人の集まる市内7駅周辺及び保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校周辺道路、市内の路上等を規制することは明らかに過度な規制にあたる と考えます。	No49の考え方と同様です。
75		（仮称）習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例について回答文書には、厚生労働省が実施した平成28年度調査結果内容を意見書の回答として記載してありますが、近隣市の状況として「受動喫煙のみ」を掲げ、屋外条例制定をしている市はありません。近隣市と足並みをそろえることで、習志野市だけでなく、千葉県全体が、取組んでいることになると考えております。 市民や市を訪れる人にとって習志野市だけ違う条例内容であると市民等の混乱が想定されます。当初の検討内容では、「民間地を含め市内全域を喫煙禁止」としていましたが、今回の条例案では、市内全域の路上等において、喫煙を禁止するとしております。「路上での喫煙禁止」「喫煙所設置に関しては路上の市民に配慮」となりますと当初の検討内容と同じで、路上に面した民間地まで含まれることが想定され、結果として内容に変更がない過度な条例案にあたる と考えます。 路上喫煙に関する条例の多くは、禁止区域での喫煙に対して、火の危険防止及びポイ捨て防止等を目的に、喫煙を禁止する内容です。 もちろん公共の場所で喫煙者は、たばこを吸わない方への配慮が必要であると考えますが、屋外は受動喫煙に対する科学的根拠がないことから、路上等における受動喫煙防止を市民に訴えることは出来ないのではないかと。条例案の見直しが必要と考えます。	No49の考え方と同様です。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
76		回答文書には、厚生労働省が実施した平成28年度調査結果内容を意見書の回答として記載してあるが、近隣市においては「受動喫煙のみ」を掲げ、屋外条例策定をしている市はない。近隣市と足並みをそろえることで、習志野市だけでなく、千葉県全体での取組になると考えて述べた意見である。 市民や市を訪れる人にとって習志野市だけ違う条例内容であると市民等の混乱が想定される。 また、当初の検討内容では、「民間地を含め市内全域を喫煙禁止」としていたが、今回の条例案では、市内全域の路上等において、喫煙を禁止するとしている。 「路上での喫煙禁止」「喫煙所設置に関しては路上の市民に配慮」となると当初の検討内容と同じで、路上に面した民間地まで含まれることが想定され、結果として内容変更なしの過度な条例案と言わざるを得ない。 路上喫煙に関する条例の多くは、禁止区域での喫煙に対して、火の危険防止及びポイ捨て防止等を目的に、喫煙を禁止する内容である。 もちろん公共の場所で喫煙者は、たばこを吸わない方への配慮が必要であると考えが、屋外の受動喫煙に対する科学的根拠がない中、路上等における受動喫煙防止を市民に訴えることは出来ない。条例案の見直しが必要と考える。	No49の考え方と同様です。
77		『4 受動喫煙の防止』について 「路上等」とは、定義では市内の道路、公園及び駅前広場としているが、道路は公道（国・県・市）、私道いずれも含まれるのか。また、公園及び駅前広場の詳細な定義を示していただきたい。 ・運転中及び駐・停車中の車両内での喫煙も禁止となるのか。 ・受動喫煙の防止を目的として掲げながら、「路上等で喫煙をしてはならない」と禁煙を強要することは理解できない。撤回すべきである。	「路上等」には公道、私道いずれも含まれます。公園は、市で管理する公園であり、マンション敷地内の公園など特定の者が利用する公園は含みません。駅前広場は、駅構内に至るまでの場所であり、駅構内は含みません。自動車の車内につきましても、重点区域内においては、喫煙を禁止します。重点区域は、その場所を指定しているものであり、喫煙者の置かれた状況等に応じて変わるものではないため、自動車が動いている、いないに関わらず、喫煙については禁止となります。しかしながら、現に運行している自動車について、過料を適用するために停車させることは、職員や周辺道路状況においても危険を誘発する恐れがあることから、罰則の対象とはしないこととします。その他No49の考え方と同様です。
78		市内全域を対象とするのは厳しすぎるのではないですか。近隣の市同等で良いのではないかと。	No49の考え方と同様です。
79		条例案では、市民等に対して「路上等で、喫煙をしてはならない」「路上等以外で喫煙をするときは・・・周囲の状況に配慮しなければならない」とされています。しかし今回、重点地区を規定し「重点地区においては、喫煙をしてはならない」としており、また「3 責務」で市民等に対して「受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるよう努めなければならない」としています。これらのことから、喫煙をしてはならない場所と喫煙をするときは配慮する場所とに整理し、「路上等で、喫煙をしてはならない」ではなく「重点地区以外の路上等で喫煙をするときは・・・周囲の状況に配慮しなければならない」とするべきと考えますがいかがでしょうか。	No49の考え方と同様です。
80		「4 受動喫煙の防止」 「市民等は、路上等以外の場所で喫煙するときは、・・・」について、条件が付されていることで、成立見込みの改正健康増進法案を下回る内容となってしまっています。 シンプルに、「市内で喫煙をしようとする者は、他者に受動喫煙をさせることがないよう配慮しなければならない。」でよいと考えます。（市境対応にもなる）	No49の③の規定と同様です。
81		「喫煙所を設置する者は、・・・」とありますが、「喫煙所」として提供してはいない（＝灰皿などの設置はしていない）ものの、敷地内での喫煙を認めているような場合は、この配慮義務の対象となります。（最悪のケースであるにも関わらず、管理者には全く規制がかからず、指導もできない。） 要するに、この規定は「喫煙所以外での喫煙は認めない」ことを前提とした内容になっており、そうでないケースを補完する規定がありません。 そうした意味でも、前述の「3 責務」で指摘したような規定が必要になってくると考えます。 「喫煙をしようとする者」について、「喫煙が認められた場所以外で喫煙してはならない」、あるいは「（施設管理者に指定された）喫煙所以外で喫煙してはならない」といった規定があれば、より良いのではないのでしょうか。（後者の表現なら、前段の問題も解決できる。） また、喫煙所が屋内である場合で、明らかに道路等に向けて排煙させているようなケースについても、この規定が適用されるという認識でよいでしょうか。 喫煙者自身には配慮義務が適用されますが、当然、心情として「施設側が指定した喫煙所を使用しているのに」となると考えます。 であるとすれば、やはり施設管理者（喫煙所設置者）に対応させることが必要ですから、仮に喫煙所が屋内であっても、本規定は適用されるべきだと考えます。	事業者の責務として、「受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならない」という規定に変更しました。
82		路上等における受動喫煙を防止するということですが、定義では、受動喫煙について「他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」こととしています。そうであると「煙にさらされる」ことがなければ、喫煙可能とものる文言になっていて、概要「4 受動喫煙防止」では、「市民等は、路上等で、喫煙をしてはならない」と強い文言になっているが、「路上」であれば全面喫煙禁止をするのか整合性を図るべきだと思います。	No49の考え方と同様です。
83		屋内外共に吸えなくなり、まさに受動喫煙防止に名を借りた禁煙条例と言っても過言ではない。健康増進法改正に先行して独自条例を規定することは、多くの市民・訪日外国人・事業者の大きな混乱を招く恐れがある。	No49及びNo55の考え方と同様です。
84	重点区域 (10件)	受動喫煙を望まない他者がいない可能性が著しく低い重点区域の罰則付き禁煙には賛成です。	御意見ありがとうございます。
85		重点区域をマラソン道路全区間、全公園も対象	重点区域は、特に受動喫煙の影響が大きい場所として、多数の者が集まる駅周辺の路上等と、健康影響が大きい子どもが集まる学校等の周辺の路上等としています。
86		「駅周辺」は通念として「多数の人が集まる」地区とすることは理解しますが、「保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路」をひとくくりで考えることには無理があるのではないかと。「保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路」を重点地区として運用する際には、通年ではなく「施設の休業日」を除外するべきと考えます。	御意見として承ります。
87		重点区域は実効性を鑑み必要最低範囲とすること	No85の考え方と同様です。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
88		「5 重点区域」について ①「5 重点区域」について、どのエリアが重点区域になるのが判明するのは条例制定と同時に規則で規定するのか。 ②重点区域であることの周知、啓発はどのように行なうのか。 ③重点区域として駅周辺の他に保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高校の周 辺道路を想定しているとのことだが私立の施設も含まれるのか。 ④公・民を問わずあじさい療育支援センターのような児童福祉施設も含むのか。 ⑤重点区域であることの明示は路面標示等を行う予定か。 ⑥路面標示等を行うのであれば費用対効果は十分考慮しているのか。	①条例の施行に合わせて指定します。 ②看板、路面シート、横断幕等により周知啓発を図ります。 ③私立の施設も含めるものと考えております。 ④含むものと考えておりますが、施設の立地、形状、利用状況等を勘案し指定について検討します。 ⑤路面標示を行う予定です。 ⑥周知により受動喫煙の防止が図られることで市民の健康が守られるものと考えております。
89		「駅周辺」は通年として「多数の人が集まる」地区とすることは理解しますが、「保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路」を一括りで考えることには無理があるのではないのでしょうか。「保育所、幼稚園、こども園、小・中学校、高等学校の周辺道路」を重点地区として運用する際には、通年ではなく「施設の休業日」を除外するなどの対応が必要と考えますがいかがでしょうか。	御意見として承ります。
90		「5 重点区域」 「路上等」の文言は不要です。民有地を除外した運用をするにしても、この文言が無くても問題は無いため、削除すべきと考えます。 「特に受動喫煙の影響が大きいと認める場所」の対策をとるのに、そこが路上等か否かは関係ありません。 罰則適用の問題があるのなら、除外規定を設けることで対応が可能。“逃げ道”を誰の目にも明らかな形で残せば、間違いなく目的達成を阻害します。 民有地を適用除外した場合、重点区域内から“灰皿”を撤去する理由付けが無くなり、むしろ「ポイ捨て防止のため」という大義名分をもって設置されかねません。 実際、千葉市などは公有・民有を問わず対象として巡回・指導を行い、過料を科していますが、トラブルになったケースは無いという話ですから、本市がやらない理由は無いはずです。	本市としましては、重点区域は特に受動喫煙の影響が大きいため、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域とすることから、民有地を除き路上等としています。
91		補足に「こどもセンター」や「きらっ子ルーム」、「ひまわり発達相談センター」、「あじさい療育支援センター」などが含まれていませんが、対象にしないのでしょうか。 隣接する他市の学校等周辺道路についても、ぜひ対象とするようお願いします。	前段の施設については、学校等に準ずる施設とする方向で考えています。後段の隣接する他市の学校等については、御意見を参考として検討してまいります。
92		この条項は、基本的に喫煙禁止に係る過料を科すためのものであると思うが、環境整備に関しても、規制を強化するような規定があって然るべきだと考えます。（屋外喫煙所の設置禁止等）	重点区域は、重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域としています。
93		「5 重点地域」は、「路上等で、特に受動喫煙の影響の大きいと認める場所を、重点地域として指定」するとしていますが、「重点地域」は喫煙をした人をただ単に「過料に処する」ための区域指定のためだけに指定するのか、ほかに指導・PRなどを強化する区域として指定するのかなどわからない。	No92の考え方と同様です。
94	指導 (4件)	煙草の販売者及び同等の者は喫煙場所を設ける必要があり、違反すると販売の権利を取り消される等の指導を受ける。	修正案では、重点区域内において喫煙した者に対し、喫煙をしないように指導することとしております。
95		市長は、4の規定に違反した者に対し必要な指導を行うことができる。とあるが、どのような指導をされるのですか？	No94の考え方と同様です。
96		・実際に指導を行うのは担当課職員か。市長の指定する者とは担当課職員か。或いはアウトソーシングも考えているのか。 ・想定している重点区域すべてに指導や過料を処するものを配置するのか。 ・アウトソーシングをする場合の費用対効果は十分考慮しているのか。	市が直接雇用した職員が、指導及び過料の徴収を行うものとして考えております。重点区域への配置については、費用等も考慮し検討してまいります。
97		コンビニエンスストアや飲食店などの出入口付近に設置されている灰皿・喫煙所は、現行法上も違法であり、対処が必要です。これは厚生労働省通知で明示されているところであり、関係方面への周知を依頼されています。 本条例が結果的にどのような内容になるかに関わらず、事業者に対し、積極的に周知・指導をするようお願いします。 特に、飲食店に関しては、以前のヒアリングにおいて、灰皿撤去に御協力いただけるとの回答を得ていますので、必ず協力依頼をされるようお願いします。	事業者の責務として、受動喫煙を生じさせることのないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならぬ、としております。
98	過料 (13件)	・過料を再三取られた者は2回目以降倍々の過料となる。 ・過料に対して無視や違反した者は迷惑条例等の犯罪として罰せられる。 ・過料に処する者は適用の軽重があってはならない。適用に違反した場合は市長による指導がなされる。	過料については、重点区域のうち駅周辺の路上等において喫煙をした者は、1万円以下の過料に処するものとしております。
99		駅前との重点区域については他市と同じように禁煙とし、違反者には罰則規定を設けることで実効性のある条例とする。ただし路上喫煙している者に対し指導・注意をしたとき、直ちに改善された場合は過料等徴収しないものとする。	過料の規定の施行後6か月間は、周知期間として、重点区域のうち駅周辺の路上等において喫煙をした者が指導に従わなかった場合のみ過料に処することとしました。
100		路上喫煙の完全な禁止のためには、罰金をもっと厳しくすべきではないでしょうか。	過料は、条例では1万円を上限として定め具体的な額は規則で定めることとしており、近隣市の状況等を参考に検討してまいります。
101		重点地区での路上喫煙の過料が1万円ですが、横浜・都内等では¥2,000～¥3,000位だったと記憶しています。回収可能な金額設定が良いと思われます。	No100の考え方と同様です。
102		我が家の前の市道では毎日吸い殻が5～6本捨てられています。重点地区以外も過料設定を希望します。または重点区域外でも喫煙しない為の方策を考えてほしい。	条例の周知、啓発に努めてまいります。
103		過料を設定して、条例の実効性が担保できますか。過料付きの条例案は過度な条例にあたると思います。	御意見として承ります。
104		8の過料について、「重点区域」はもっと厳罰とし、それ以外の区域でも過料を科してください。喫煙者は当該の認識が薄いものと考えられるので、明らかな違反（外だから吸っていい世の中ではない）であることを示すべきです。	御意見として承ります。
105		過料を設定して、条例の実効性が担保できますか。過料付きの条例案は過度な条例にあたると思います。	御意見として承ります。
106		過料を設定して、条例の実効性が担保できますか。内容は、他市と比べても厳しいものではないと思いますが、過料付きの条例案は過度な条例にあたると思います。	御意見として承ります。
107		過料を設定して、条例の実効性が担保できるのか。内容は、他市と比べても厳しいものではないとしているが、過料付きの条例案は過度な条例にあたるのではないかと。	御意見として承ります。
108		実際に指導を行うのは担当課職員か。市長の指定する者とは担当課職員か。或いはアウトソーシングも考えているのか。 想定している重点区域すべてに指導や過料を処するものを配置するのか。 アウトソーシングをする場合の費用対効果は十分考慮しているのか。	No96の考え方と同様です。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
109		過料の上限は、なぜ1万円なのでしょう。先行自治体を見ても、2万円とするのが一般的。特に根拠が無く、近隣他市と足並みを揃えたのもでないならば、地方自治法に規定する「5万円」とするのが妥当と考えます。	No100の考え方と同様です。
110		・過料について「1万円以下」は高いと感じます。公共的な喫煙所を設置している横浜市の過料は2千円です。 2千円から3千円の範囲が妥当ではないでしょうか。 ・過料に処するための手続等について、パトロールは24時間実施するというのでしょうか。	No100の考え方と同様です。 パトロールについては、経費なども勘案し検討してまいります。
111	施行期日 (4件)	条例案では、「平成31年1月1日から施行」とあり、9月議会提案、可決後1月施行から周知期間を3か月みられているものと理解します。これまで、市が条例の制定や改正に当たっての周知期間として3か月間を確保しているものも多く存在することも認識しますが、今回の条例は、市民生活への影響や「過料」を課すことも考慮しますと、施行は少なくとも6か月間として「平成31年4月1日」からとすべきと考えます。	過料については、平成31年4月1日から施行で周知期間を6か月としております。その他の規定は平成31年1月1日から施行で周知期間は3か月ですが、施行に向け周知に努めてまいります。なお、過料については周知を徹底するために、4月1日から9月30日までの6か月間は、重点区域内で喫煙をした者を直ぐに過料に処するのではなく、指導に従わない場合に限り過料に処するよう、経過措置を設けることとしています。
112		第3回定例会（9月議会）に議案を提出して、施行日が平成31年1月1日とするのは周知期間としては短いのではないかと。規制条例の場合、通常6か月は周知期間を取るべきである。 条例が1月1日に施行され、過料については4月1日から施行とはどういうことか。一般的には同時期ではないか。	No111の考え方と同様です。
113		条例案では、「平成31年1月1日から施行」とあり、9月議会提案、可決後周知期間を3か月みられているものと理解します。これまで、市が条例の制定や改正にあたっての周知期間として3か月間を確保しているものも多く存在することも認識しますが、今回の条例は、市民生活への影響や「過料」を課すことを考慮しますと、施行は少なくとも6か月間とし「平成31年4月1日」からとすべきと考えます。	No111の考え方と同様です。
114		パブリックコメントを実施して、その結果を受けてすぐに条例文を精査して、直近の市議会に条例案を提出する考えている様で、2019年1月1日施行になっていますが、市民の皆さんに条例案文を示すなどしてもう少し丁寧な議論の時間を取ること、周知期間を長めにとって実のあるものにすべきです。	No111の考え方と同様です。
115	喫煙所の整備 (45件)	重点区域外（日立通りなど）に設置されている道路わきの灰皿撤去	No115からNo159まで
116		実勢駅周辺の路上には、何メートルおきかに灰皿が設置されている。これは、あまりにも吸い殻のポイ捨てが多かったために設置されたものと理解しているのだが、まるで喫煙所のように利用している人を多々見かける。この機会に、灰皿を全て撤去して、完全に路上喫煙を禁止にして頂きたい。	喫煙所の整備に関しまして多数の御意見、御要望をいただいております。 パブリックコメント案では市内全域の路上等を喫煙禁止としておりましたが、条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせなければならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。これにより、重点区域以外の場所においては、受動喫煙を生じさせない状況であれば喫煙が可能となり、喫煙者而非喫煙者の共存につながると考えております。
117		他の自治体である火の危険のため混雑する駅頭などのみ路上喫煙禁止をするだけでよいのではないのでしょうか？もちろんその際は喫煙所を市で用意すべきと考える。	現在、路上等に設置されている灰皿については、市で設置したものではありません。このような灰皿は、受動喫煙を生じさせる恐れがあることから、撤去してまいります。
118		喫煙所が設置されていない中、道路での喫煙を制限されてしまうと、外で喫煙をする場所がなくなるのではないかと。たばこ税を納めている喫煙者の立場を考えて喫煙所の確保をお願いしたい。	受動喫煙を生じさせないよう対策を講じた喫煙場所については、設置可能な場所の確保、設置及び維持管理費用などを充分に検証する必要があると、現時点での設置は困難であると考えております。
119		大きな公園、競技場、霊園等には、喫煙所を設けることとすべき。理由：路上等の喫煙を排除したため、喫煙者に配慮しなければ、これらの場所において条例が順守されないことが予想されるため。	
120		国や県でも近年問題となっている、受動喫煙に対する行政の考えがわかり、一市民として素晴らしいと思います 幼稚園や小学校の近くや、公園、駅周辺を禁煙区域と指定するのも、子どもへの影響や配慮が考えられていてとても良いと思います しかし、条例案を見るだけでは、ここでは吸ってはいけないと喫煙を規制するだけで、どこで喫煙したらよいのかかわらないです 喫煙者ではありませんので、わからないのですが、喫煙する人は習志野市のどこで吸えばよいのでしょうか？ 吸う人、吸わない人にもわかるようにしていただければ幸いです	
121		屋内屋外共に吸えなくするような条例には反対。やるならば喫煙所の設置とセットで進めるべきと考える。国の規制との整合性も取れていない。	
122		習志野市は他県、他市に比べ喫煙環境の整備が著しく劣っています。その改善を図ろうともしないで、今回のような偏った条例を施行しようとする。正直、知恵がなさ過ぎます。 昔と違い、喫煙者はちゃんとマナーを守っています。たばこを吸わない人が煙を吸い込まないよう配慮してるはず。こんな条例を検討する暇があるなら、10億円近いたばこ税を納める喫煙者のために、ひいてはたばこを吸わない人のために、喫煙所を作ってください。	
123		喫煙者而非喫煙者の双方が快適に生活できる街づくりが必要と思う。たばこ税を納めている喫煙者の立場も考慮していただきたい。又重点地区には条例遵守とマナー向上のために喫煙所の設置は必要である。	
124		たばこ税も納めているのに、これでは喫煙者を完全に排除しようとしています。 せめて喫煙所を設けることを強く希望します。	
125		たばこは合法的な嗜好品として販売しているにもかかわらず、過度な規制で喫煙できる場所が少ない。無論吸わない人への配慮も必要なので、分煙を推進するべきである。財源もたばこ税があるのだから、たばこに関連したものに税金を使用するべきである。	
126		屋外で禁煙になるのであれば、喫煙者はその後どこでタバコを吸うべきかも明記すべきではないのでしょうか？ 世の中の流れに乗って禁煙しようと言っているだけで、それご及ぼす影響まで考えていない幼稚な条例だと思います。	
127		条例で規制する前に、喫煙者が払ったたばこ税の一部を使って屋外に喫煙所を設置すべきだと思います。	
128		たばこを吸える場所がなくなってしまう。規制範囲内で喫煙できる場所の整備をお願いします。	
129		習志野市が路上喫煙禁止の重点区域を設定するのであれば、市設の喫煙所を設置すべきであると考え。 また、習志野市はもとより習志野市を訪れる人の中にも喫煙者はたくさんいるそういった人たちがどう思うか考えて条例を作っていただきたい。	
130		喫煙者が他人に迷惑のかからないで吸えるように受動喫煙の影響が少ない喫煙スペースの提供、マナー啓発することが行政のあるべき姿だと思います。やるべきことをやらないで禁止行為を決めるだけでは、納得を得られるとは思いません。	
131		法律で屋内は禁煙、条例で屋外も禁煙となれば、喫煙者は喫煙する場所を奪われ喫煙の権利を奪われることになります。路上禁煙とするのであれば、一定間隔ごとに喫煙場所を設置するのが当然のことと思います。ご一考ください。そのために喫煙者が納めているたばこ税の一部を使ってください。	

No.	項目	意見の概要	市の考え方
132		重点区域設定の際は区域設定者はその区域内に喫煙の場所を設置する義務がある。	
133		今回の条例案を拝見したところ、市内全域の路上を規制することや、どこで吸っても受動喫煙、人がいてもいなくても受動喫煙、喫煙者はどこにいても他人の健康を害しているとも取れる書きぶりであり、これまでに以上に喫煙者を虚げる内容であり驚いています。 条例で規制するのであれば吸える場所の確保も当然だと思います。 喫煙者が他人に迷惑がかららない、受動喫煙の影響がない場所で吸えるように、市が積極的に啓発活動していくことが重要だと思います。これこそが行政の責務だと考えます。禁止行為を決めることだけが条例では納得は得られないと思います。今一度、検討をお願いします。	
134		公共の喫煙所をこれ以上減らすなど言いたい。習志野市は特に吸える場所が少なすぎる。市内全域を禁煙にするなら、喫煙所もちゃんと用意すべきだと思う。	
135		受動喫煙は確かにいけないと思うが、場所が確保されていないことも一つの原因であることの理解はあるのでしょうか？喫煙所の設置はお考えなののでしょうか。	
136		喫煙者と非喫煙者の共存できる社会環境の整備 ・そこで共存できる社会環境の整備となるが、気体である煙と共存するには 1) 壁等で物理的に遮断すること。 2) 遮断した煙を物理的に又は科学的に処理し、無害な気体へ浄化すること。 となる。1) についてはスペースさえあれば（スペースを確保することも難題とは思いますが）、高い塀や壁で囲まれた部屋を設置することで対応可能だが、2) については設備投資や維持費などかなりの経費がかかる。さらに市内全域の公共的空間を禁煙とした場合、共存するためには市内に数十か所喫煙所の設置が必要となり、その土地の確保や設置及び維持費を市民の税金で負担することに対しては、喫煙者も含めた市民からの理解を得られることは極めて困難ではないかと考える。	
137		習志野市は主要駅でさえ喫煙所が無く、喫煙者から徴収したたばこ税を使って喫煙所を早急に整備すべき。 一方的に他者を排除するのではなく多様な嗜好の生活者を受容できる工夫した環境整備をすることか行政サービスです。	
138		喫煙者の排除にしか思えない過度な規制のように感じる。 外での喫煙場所の設置、確保をすることで、喫煙者と非喫煙者のマナーが守られるのではないかと。そのような社会・市内であってほしいと願う。	
139		喫煙を禁止するのであれば、喫煙場所の整備も併せて整備願います。裏でこそそそ喫煙し、空き地、駐車場等で大勢の方が吸い出すと却って受動喫煙の被害に合います。	
140		私はたばこを吸いませんし、好きではありません。しかし、夫が吸っております。 夫は屋外では喫煙所でたばこを吸っているのですが、数年前に習志野市に引っ越してきてから、買い物等で出かけた際に喫煙所がみつからないと困惑していました。 夫同様にルールを守って吸っている方も多くいると思いますので、条例で規制するならば、吸える場所も作ってもらいたいです。	
141		市が路上喫煙禁止の重点区域を設定するのであれば、10億円近く入っているはずのたばこ税の1%でも使い、喫煙者のために喫煙所を作り還元すべきである。(やる気をもって探せば、必ずあると思います。)	
142		私は数年前に習志野市に引っ越してきたのですが、これまで住んだ町と比べて喫煙場所が少ないと感じています。外出の際には喫煙所探しに苦労しますし、常に携帯灰皿を持つようにしています。タバコを吸わない方からの要望があって、対策を検討しているのだと思いますが、まずは喫煙所を増やす事も効果的な対策になると感じています。是非ご検討いただきたいです。	
143		健康増進法の改正により、屋内規制が強化されることが想定されます。屋外での条例案を制定するならば、喫煙者排除に繋がらないように、重点区域に喫煙所の設置は必須と考えます。 環境美化やたばこを吸う方のマナー向上及び望まないたばこ煙の迷惑解消に向け、喫煙所設置を要望いたします。 尚、喫煙所設置については、市において実施すべきです。 条例で市民の健康を守るために受動喫煙防止を推進するのならば、たばこを吸う市民に喫煙場所を確保してこそ条例の実効性は担保できると考えます。	
144		当店でたばこを買われたお客様の話ですが、習志野市はたばこを吸える場所がなくて困ったと言っておられました。たばこの税収が市に入っているのだから、喫煙場所を設置する必要があるのではないのでしょうか。 喫煙者と非喫煙者が気持ち良く生活できる環境になってくれたらと思います。	
145		条例案の概要では、多数の人が集まる市内7駅周辺等を重点区域として指定し、重点区域で喫煙した者には1万円以下の過料処分にすると定めておりますが、重点区域における屋外喫煙場所の設置に関する条項がありません。 市民の方々だけではなく、周辺市や国内外からのお客様も多く利用する習志野市内の駅は、マナーを守ってたばこを吸われる方々も利用しております。たばこを吸われない方にも配慮した屋外喫煙場所を駅周辺に設置する等、たばこを吸われるかたと吸われない方の双方が納得いく、バランスの取れた対策が望ましいと考えております。 そのため、重点区域に関する条項の中に「市長は、重点区域において喫煙をすることができる場所を指定することができる。」等の記載を追加すべきと考えます。	
146		路上等で喫煙禁止するのであれば、一定の区間に喫煙所設置は必須である。 たばこを吸う市民は吸わない市民よりも少ないが、一方的な規制にならないように、たばこを吸う市民に対して喫煙場所を確保する事も必要。 条例を策定するならば、喫煙所は、習志野市が責任を持って設置すべきである。	
147		健康増進法の改正により、屋内規制が強化されることが想定されます。屋外での条例案を制定するならば、喫煙者排除に繋がらないように、重点区域に喫煙所の設置は必須と考えます。 環境美化やたばこを吸う方のマナー向上及び望まないたばこ煙の迷惑解消に向け、喫煙所設置を要望いたします。 尚、喫煙所設置については、市において実施すべきです。条例で市民の健康を守るために受動喫煙防止を推進するのならば、たばこを吸う市民に喫煙場所を確保してこそ条例の実効性は担保できると考えます。	

No.	項目	意見の概要	市の考え方
148		「喫煙所等の設置が行えるよう条例上は整えております」との記載がありますが健康増進法の改正により、屋内規制が強化されることが想定される中、屋外での条例案を制定するならば、喫煙者排除に繋がらないように、重点区域に喫煙所の設置は必須と考えます。 喫煙場所等の課題を再度検討して頂き、重点区域内の環境美化やたばこを吸う方のマナー向上及び望まないたばこ煙の迷惑解消に向け、喫煙所設置を要望します。 尚、喫煙所設置については、市において実施すべきです。条例で市民の健康を守るために受動喫煙防止を推進するのならば、たばこを吸う市民に喫煙場所を確保してこそ条例の実効性は担保できると考えます。	
149		「喫煙所等の設置が行えるよう条例上は整えております」との記載があるが健康増進法の改正により、屋内規制が強化されることが想定される中、屋外での条例案を制定するならば、喫煙者排除に繋がらないように、重点区域に喫煙所の設置は必須と考える。 喫煙場所等の課題を再度検討して頂き、重点区域内の環境美化やたばこを吸う方のマナー向上及び望まないたばこ煙の迷惑解消に向け、喫煙所設置を要望する。 尚、喫煙所設置については、市において実施すべきであるとする。条例で受動喫煙防止を推進するのならば、たばこを吸う市民に喫煙場所を確保してこそ条例の実効性は担保できると考える。	
150		喫煙者は習志野市にたばこ税を払って、市に貢献している市民です。全ての市民に目を向けていない不公平な条例案です。習志野市が煙が外にもれない設備の整った喫煙所を複数設置すべきです。 それにより条例にしくなくてもマナーは守られます。この不公平条例案に断固反対いたします。	
151		吸わない人にも権利があるように、喫煙者にも権利や言い分はあると思いますので、一方的に禁止するのはどうかと思います。飲食店ならば喫煙可の場所には行かなければ済む、大きいところは分煙して貰えばよい。路上喫煙は、歩きたばこ、コンビニの前にたむろして吸っている人たちの煙りは避けようがありませんし、危ないです。コンビニは老若男女が訪れる場所、入口付近に喫煙所があるのは全く遺憾です。しかし、禁止しても必ず隠れて吸うようになります。却って危険ですから、喫煙者排除ではなく、予算を捻出していただき、一般の通行人が煙を吸わないで済むように喫煙所を作っていただきたいと思います。	
152		規制して喫煙する場所がなくなってしまうば、結局陰で隠れて喫煙し火事やポイ捨て増加が懸念されます。ですので、規制するからには市が責任を持って喫煙所を作ってほしい。	
153		習志野市たばこ税の収入により、喫煙所の設置を強く望む。	
154		通勤時の憩いのひと時を奪わないでほしい。せめて喫煙所を設けてほしい。	
155		行き過ぎた条例には絶対反対です。 しっかりと喫煙所をつくって分煙を進める等、知恵を絞れば色々な方法があるかと思います。再考を望みます。	
156		・喫煙者而非喫煙者の共存共栄を図る条例が望ましい。公設の喫煙所の設置が必要であると考えられるがいかか。 ・「受動喫煙のないまちづくりを推進することを目的」として市の責務において「必要な環境整備に努めるものとする」と言っているが、必要な環境整備の一つとして公共の喫煙所の設置を考えていいのか。公共の喫煙所の設置には多額の費用が必要となるので現実的には難しいと考える。	
157		公共の喫煙場所を整備したうえで、条例の話を進めないと、規制先行でだめだと思う。	
158		・市として、公共的な喫煙所を設置する予定はあるのでしょうか。 (特に重点区域である7駅周辺) 飲食店等の商業施設が営業している時間であれば、受動喫煙防止対策がなされている場所で喫煙することができるが、早朝・夜間は喫煙する場所がなくなる。路上喫煙により過料を料するのであれば、喫煙所を整備する必要があるのではないか。	
159		・リフレッシュの時間を奪わないで欲しい。せめて喫煙所は設けて欲しい。 ・条例で規制するのであれば吸える場所の確保も当然である。 ・喫煙者而非喫煙者の双方にとって快適な街づくりのために喫煙所は整備する必要がある。	
160	その他	京成津田沼駅前交差点の南、パニラ歯科の南にあるタバコ屋。	御要望として承ります。
161		道路沿いに喫煙スペースを設けているので、通勤の行き帰りに通るたび、タバコの煙を吸ってしまう。歩道に煙が流れてこないよう、指導してほしい。	
162		定期的な取り締まりを土日実施	御要望として承ります。
163		私は喫煙しません。日頃、受動喫煙には悩まされていますので、この度の条例制定は歓迎しています。 気になる事は、この条例の効果がどの位発揮されるかという事です。この条例の周知・啓蒙活動は徹底して頂きたいです。 まずは、受動喫煙の被害について正しく周知してください。健康面と、煙の不快感の両方を分かって頂きたいです。「禁煙」と言っているのではないので、理解して配慮をして頂きたいです。 単に罰則をきびしくすれば良いわけではなく、指導・警告を長い期間行って、市民にどれくらい浸透しているかの確認まで行っていただきたいです。過料などの罰則は条例施行の3か月後という事で、しっかりと注意して「4月1日からは過料を科せられます。今後は守ってください。」というような指導をお願いします。	市内全域の路上等の喫煙の禁止については条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。また、本条例の周知を含めまして、啓発活動に努めてまいります。
164		健康なまちを掲げる市として条例をもって受動喫煙の防止を推進する考え方は理解します。しかし、自らの所得をもってたばこを購入し市税の増収にも協力する者も大切な市民であると考えます。市は、「受動喫煙による健康被害を防止し・・・受動喫煙のないまちづくりを推進すること」を目的とする条例によって、喫煙する市民を排除するように捉えられない条例案の作成に留意すべきではないか。	№52の考え方と同様です。
165		この条例案の審議会メンバーに偏りがあるのではないか。たばこ排除に動いているように思います。	御意見として承ります。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
166		何でもかんでも規制をかけることが、良いことだとは思いません。 つきましては、寛大な処置をお願い申し上げます。	この条例は、禁煙を目的としたものでなく、受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的として制定するものです。しかしながら、市内全域の路上等の喫煙の禁止については条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。これにより、重点区域以外の場所においては、受動喫煙を生じさせない状況であれば喫煙が可能となり、喫煙者而非喫煙者の共存につながると考えております。
167		習志野市にはよく行くので、今回の条例案には反対です。個人の嗜好を条例で規制せずにマナーを啓蒙する方が市の対応として望ましいと思います。何でも規制で縛るのは、市民や市に行く方が息苦しい思いををすると思います。	№166の考え方と同様です。
168		ほとんどたばこが吸えなくなる町・・弱者(=喫煙者)に優しくない町には住みたくありませんし、立ち寄りもしたくありません。 吸わない方に気をつけて吸っていますし、マナーも守っています。習志野市ではわたしは悪者になってしまうのでしょうか？	№166の考え方と同様です。
169		条例案は、喫煙者を完全排除しようとしており、法律で認められている商品の使用を否定する不完全なものである。嗜好品を嗜むことで幸福を追求する国民の権利を侵害しており憲法違反ではないだろうか。バランスのとれた条例の策定を期待する。	№166の考え方と同様です。
170		喫煙者而非喫煙者が共存できる環境を作るべきです。	№166の考え方と同様です。
171		私は習志野市で働いています。最近喫煙者のマナーは昔と比べると良くなっており、流行りの加熱式たばこは全然臭わない。この条例は喫煙者を敵対視するように感じる。人権侵害だと思う。	№166の考え方と同様です。なお、加熱式たばこにつきましては、規制の対象外とすべきという意見を多くいただき、検討した結果、たばこの定義から外すのではなく、「当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」として市長が指定した場合は、当分の間、重点区域における喫煙の禁止、過料の規定を適用しない経過措置を置くこととしました。
172		現在国で検討されている健康増進法よりも厳しい法律を制定しようとしている習志野市は、国以上に市民のマナーを信用していないということか？ 市は、市民のマナー醸成を図りたばこを吸う人、吸わない人がともに思いやりをもって共存する、たばこに限らず今後様々な問題にあたり、法律で規制するのではなく、お互いが思いやる、ゆとりある街づくりを進めていただきたい。 思いやりのある千葉県民の伝統を継承していただきたい。	№166の考え方と同様です。
173		屋外でタバコの煙がだめなら、習志野市は車の通行禁止してください。 排気ガスも健康懸念物質撒き散らしてるから。 ルールを定めるのは構わないが、全員が許容できるものに。 タバコばかりいじめるなら、習志野市はタバコ税を国に返納してください。	№166の考え方と同様です。
174		屋外での受動喫煙は、風等による飛散・拡散で極微量と聞いています。また、昼夜を問わず走り回っている車の排ガスの方がよほど健康にリスクがあると言っています。 これらを規制しないで、たばこだけ規制するのは、数的弱者いじめに思えてなりません。	№166の考え方と同様です。
175		仕事で習志野によく行きますが、この条例が制定されたら習志野に魅力を感じなくなります。 その理由は以下のとおり。 習志野市に対して、たばこの税金を少からず納めているつもりであるが、喫煙することを規制すれば恐らく喫煙機会は減り、税収も減ると思いますがこの事について、市民税を増やすなど何か、代替案は何か考えているのか。市を運営していくに当り、今回のような条例はあまりにも喫煙者だけを悪者扱いしている。市長の人気取りだけどしか思えません。	№166の考え方と同様です。
176		また、タバコよりも車の排気ガスの方が有害が多いと思います。市内乗り入れを制限して下さい。	№166の考え方と同様です。
177		以前、津田沼駅には喫煙スペースがありましたが（習志野市よりはるかに人が多い都内でもあるのに。）、習志野市はそれすら撤去しました。その時喫煙スペースをもう少し人通りの少ない場所へ移動するとか。考えなかったのでしょうか。 そもそもたばこってほとんど税金ですが、習志野市へのたばこ税9億5千万円（軽自動車税の約9倍）を取っておきながら、吸うのは他市で吸わせるとは、誠に身勝手な条例です。こんなことならいっそのことたばこ税を返納するか、隣接する市に寄付するかとかしたらいかがですか？	№166の考え方と同様です。
178		「受動喫煙は、様々な健康影響を及ぼすことが国の調査により明らかにされています。」と記載されていますが、喫煙と健康の関係については疫学的なデータはあるものの、因果関係を立証するデータは存在しないと承知しております。因果関係があるかのような断定的な表現は避けるべきです。	№166の考え方と同様です。
179		最近の傾向として、受動喫煙防止に名をかりて、喫煙者を排除する動きが強くなっており、喫煙禁止に向かっていていると感じるのは私だけではないと思います。 たばこは法律で認められた大人の嗜好品であり、喫煙者而非喫煙者ばいる以上、双方が共存できる環境づくりに努めるのが、行政の役割ではないでしょうか。	№166の考え方と同様です。
180		喫煙者而非喫煙者が共に快適に生活できる工夫を考えてほしい。	№166の考え方と同様です。
181		過度な規制は考えものだ。もっとよく考えるべき。	№166の考え方と同様です。
182		お店の売り上げがおちてしまうし、喫煙者が喫煙する場所がなくなってしまうと思います。 お店がわはたばこの売り上げに影響があると思います。	本条例は禁煙を目的とした条例ではなく、受動喫煙の防止を目的とした条例であり、市内全域一律禁煙とするものではありません。また、たばこの自動販売機や販売店の規制、販売そのものの規制を行うものでもございません。これらのことから、たばこそのものの売り上げに大きな影響があるものとは考えておりません。
183		たばこ売上減少によるたばこ税収減をいかにして補うつもりなのか。住民税の増税で補うつもりなのか。これ以上市民に負担をかけさせないでほしい。	№182の考え方と同様です。
184		喫煙する際は周りの人に配慮して受動喫煙のないまちづくりをめざすという、いわば理念条例であれば、喫煙者からの理解も得られるだろうが、答申では実効性の高い条例とすることとある。つまりこれは現実的に喫煙者も非喫煙者も守ることのできる条例とする必要があると解釈するならば、条例の作りこみに工夫が必要となる。	№52の考え方と同様です。
185		国で議論されている健康増進法改正を市民にしっかり周知することが肝心で、国と各自治体で規制内容が異なると市民や習志野市を訪れる外国人を含めた訪問者が混乱します。	本条例は、健康なまちづくりを掲げる本市といたしまして、改正健康増進法で規定されていない路上等についても受動喫煙を防止し、市民の健康を守ることを目的として本条例を制定しようとするものです。なお、国は、今回の改正健康増進法は全国統一的なルールを定めるものであり、法律による規制以上の取組を行うことは何ら問題がないとしております。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
186		そもそも屋外における受動喫煙の健康被害は科学的客観的に定義されていない。習志野市は幼稚な他者排除のヒステリーを起こしているだけです。	受動喫煙は屋外においても生じるものです。また、WHOのたばこ規制枠組み条約第8条実施のためのガイドラインにおいては、たばこ煙にさらされることについて安全なレベルというものはないとされていることから、屋外におけるたばこ煙も健康影響を与えていると考えています。このようなことから、健康なまちづくりを掲げる本市といたしましては、改正健康増進法で規定されていない路上等についても受動喫煙を防止し、市民の健康を守ることを目的として本条例を制定しようとするものです。
187		張り紙等を希望者に配布して下さい。	御要望として承ります。
188		私はこの条例（案）に反対です。理由はたばこを吸う人への配慮に欠けているからです。ただでさえ、たばこを吸う場所が減ってきており、肩身の狭い思いをしている喫煙者にまた追い打ちをかけるのかと思う心が痛みます。マナーをしっかりと守り、周囲への配慮をしながらたばこを吸っている方もいますので、ぜひたばこを吸う人への配慮も考慮してほしいと思います。よろしくをお願いします。	No166の考え方と同様です。
189		条例案には反対。そもそも屋外での受動喫煙という概念自体が確認されていないのに、非常に横暴な条例だと考える。他の先進国を見ても建物内禁煙の場合、屋外での喫煙は規制対象から外れている。これは市議会の暴挙であり、到底受け入れられない。何故、このような条例を出したのか、出せたのかを正確に市民に伝える必要があるはず。	受動喫煙は屋外においても生じるものです。また、WHOのたばこ規制枠組み条約第8条実施のためのガイドラインにおいては、たばこ煙にさらされることについて安全なレベルというものはないとされていることから、屋外におけるたばこ煙も健康影響を与えていると考えています。このようなことから、健康なまちづくりを掲げる本市といたしましては、改正健康増進法で規定されていない路上等についても受動喫煙を防止し、市民の健康を守ることを目的として本条例を制定しようとするものです。しかしながら、市内全域の路上等の喫煙の禁止については条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。これにより、重点区域以外の場所においては、受動喫煙を生じさせない状況であれば喫煙が可能となり、喫煙者而非喫煙者の共存につながると考えております。
190		我々飲食店を営む組合は、来店するお客様にやすらぎとストレス等の解消をして頂きたいと日々思いお客様と接しております。たばこを吸う方も大切なお客様の一人です。国政での健康増進法改正案における屋内での受動喫煙防止対策に加え、喫煙する方を排除するようなこの条例案が、このままの内容で施行されると、我々の商売が成り立たなくなることは目に見えております。	No166の考え方と同様です。
191		私はたばこを販売している個人事業者です。 たばこの店の前（私有地）にベンチ3台・灰皿3台を設置し喫煙スペースを作りました。この場所で、朝早くから出勤前のひとときを、夕方には仕事帰りの方々が一日の疲れを癒すかのようにたばこを吸っておられます。 （仮称）習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例案は、そもそもその案を作る前に、市の職員の方々・議員の先生方は、市内の喫煙所を見て回られたのでしょうか？是非、一ヶ所、一ヶ所、ご自分の足でご覧になり、そこでたばこを吸われている方々の意見を聞いてほしいと思います。 受動喫煙が良くないからと、一方的に条例を作るのは反対です。	この条例は、禁煙を目的としたものでなく、受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、市民の健康を守ることを目的として制定するものです。しかしながら、市内全域の路上等の喫煙の禁止については条例の目的に照らして過度の規制であるという趣旨の御意見を多数いただいたことから、検討した結果、本条例は喫煙の禁止を目的とした条例ではないことから①特に受動喫煙の影響が大きい重点区域においては喫煙禁止、②重点区域以外の路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない、③路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないと規制内容を変更しています。これにより、重点区域以外の場所においては、受動喫煙を生じさせない状況であれば喫煙が可能となり、喫煙者而非喫煙者の共存につながると考えております。何卒御理解御協力をお願いいたします。
192		私は喫煙者です。昨今、喫煙することが悪のような風評がありますが、たばこはおとなの嗜好品であり、喫煙するしないは自分で判断することが必要です。 しかし、たばこを吸わない方に配慮は必要ですし、安心して喫煙できる場所も必要です。喫煙者而非喫煙者が共存できる街づくりが必要と考えます。	No52の考え方と同様です。
193		6・8について、定義にある「市民等」がたばこによる被害を受けた（または不快と感じた）場合は、その発生させた原因となる人・事業所を市へ訴える（指導を求める）ことができる・・・という条項の追加を希望。	御意見として承ります。
194		いずれにせよ、施行に至るまでに充分な予算を使って、路上喫煙禁止等の標識・告知、啓蒙をしっかりと行ってください。	条例施行に向けて十分な周知に努めてまいります。
195		会社が習志野市にあります。どこでも喫煙が出来る環境もおかしいと思いますが、一方で喫煙を制限しすぎることもおかしいと思います。偏りすぎず公平な制度を望みます。	No52の考え方と同様です。
196		我々飲食店を営む組合は、来店するお客様にやすらぎとストレス等の解消をして頂きたいと日々思いお客様と接しております。たばこを吸う方も大切なお客様の一人です。国政での健康増進法改正案における屋内で、の受動喫煙防止対策に加え、喫煙する方を排除するようなこの条例案が、このままの内容で施行されると、我々の商売が成り立たなくなることは目に見えております。	No166の考え方と同様です。
197		習志野市で、この条例案がこのまま制定されると、習志野市の飲食店からお客様が近隣市に移行してしまうことが想定され、更には、我々の商売が成り立たなくなると考えます。	No166の考え方と同様です。
198		我々飲食店を営む組合は、来店するお客様にやすらぎとストレス等の解消をして頂きたいと考えている。条例案がこのままの内容で施行され、健康増進法改正案が施行されると我々の商売は成り立たなくなることは目に見えている。	No166の考え方と同様です。
199		タバコの需要が減少している中、厳しい条例が制定される前に市民と事業者の意見をしっかりと聴取し検討をしていただきたいと願っております。 谷津遊路には大きな病院、介護施設、バラ園、谷津干潟など市への来訪者、観光客が皆さん来られます。そして、愛煙家の方もたくさんいらっしゃいます。 現在は、敷地内に喫煙所（1台）を設置しております。愛煙家にとっては、この一服が至福のひとつなのです。私は市の責務は日々愛煙家の皆さんに感謝し販売しております。 「健康で美しい街づくり」何卒よろしくをお願い致します。	No191の考え方と同様です。
200		反対　そもそも習志野市議会はバランスのとれた考えのできる人材はいないのか？迷惑な喫煙はなくしたいが習志野市独自条例で規制しても効果は薄いと考え。たんなるパフォーマンスとしてなら効果はあるかもしれませんがね。	No52の考え方と同様です。
201		法治国家であるので、ある一定のルールは必要だと思いますが、ルールでガチガチにすることは、人がそもそも持ち合わせている発想力や創造力、相手を思いやる心等を失わせてしまうことに繋がるのではないかと懸念しています。出来る限り最低限のルールとして、人が人らしく成長できるよう条例の検討をよろしく願います。	No52の考え方と同様です。
202		たばこを販売している事業者として 道路での喫煙を制限されてしまうと、外での喫煙が出来なくなるので売上減少になる。	No182の考え方と同様です。

No.	項目	意見の概要	市の考え方
203		私は人生で一度もたばこを吸ったことがなく、たばこが嫌いです。 吸わない人にとってはたばこは害でしかありませんし、なくなったらいいのと思っています。 (たばこ税収のことを考えると、もし本当になくなったらその分私たち非喫煙者の負担が増えるということを考えると、迷惑にならないように吸ってほしい気もします) ただ、ヘビースモーカーはどれだけたばこが値上げされても吸い続けるといいますし、いくら条例で取り締まったところで日本でたばこ販売が許されている以上、喫煙者はいくならないと思います。 東京都はほとんどの飲食店で喫煙ができなくなりますが、習志野市も国の健康増進法の改正で多くの飲食店が吸えなくなります。 そうなったとき、たばこをやめられないヘビースモーカーは店の外で吸うことになると思います。が、習志野市独自のこの条例が入った場合、喫煙者は外で吸えないので、店の中で吸おうとするのではないのでしょうか。 日本の法律でたばこが違法とならない限り、吸うなどとは言えないので、どこかしらで折り合いをつけなくてはいいと思います。 私は飲食店など逃げ場のないところで受動喫煙をさせられるよりは、喫煙者に外で吸ってほしいと思っています、この条例はその点で方向性が少しずれているのかなと思います。	No52の考え方と同様です。
204		『はじめに』について ①「はじめに」の2つ目にある「市民」とは文脈からすると受動喫煙により健康被害を受ける可能性がある者、つまり「非喫煙者」を指しているのか。 ②「非喫煙者」を指すならば、受動喫煙の防止が目的と言いながら「喫煙者」を排除する「禁煙条例」であるかのように見受けられるのがいがか。 ③現在では非喫煙者は80%強の割合を占め多数である。多数を占める非喫煙者の利益を少数の喫煙者の利益より優先するという、かつての全体主義的な思想が感じられるのがいがか。	No166の考え方と同様です。
205		以上のように多くの疑問点が多数あり、満足のいくコメントができない。 ①条例概要ではなく条例案及び施行規則についても早々に示すべきである。 ②改めて条例案によるパブリックコメントを実施すべきである。 そこで 「第3回定例会への議案上程を延期し、時間をかけて内容を吟味し再考すべきである。」ことを提案します。	御意見として承ります。
206		習志野市はたばこを完全に抹消しようとしているのですか？国の規制と合わせると屋内外ともに吸えなくなるように思えますけど。	No166の考え方と同様です。
207		たばこを販売する事業者として合法的な嗜好品であるたばこを吸える場所を実質なくす様な本条例には反対です。深刻な売り上げ低下も免れない。	No182の考え方と同様です。
208		習志野市はたばこの税収(約年間10億円)を軽視している。喫煙者を排除するような過度の規制をすることによって、習志野市の貴重な財源が乏しくなるのではないですか。	No182の考え方と同様です。
209		健康なまちを掲げる市として条例をもって市民の受動喫煙防止を推進する考え方は理解します。 一方で、自らの所得をもってたばこを購入し市税の増収にも貢献する者も大切な市民であると考えます。市は、「受動喫煙による健康被害を防止し・・・受動喫煙のないまちづくりを推進すること」を目的とする条例を制定することによって、喫煙する市民を排除する趣旨であるかのごとく捉えられないよう条例案の作成に留意するべきではないのでしょうか。	No52の考え方と同様です。
210		その他 「(通称) 習志野まちをきれいにする条例」の、特に歩きタバコ禁止に係る規定との整合性については、どうなったのでしょうか。 また、歩きタバコ及びポイ捨て厳罰化については、どうなったのでしょうか。	関係部局と調整した結果、現状通りとしております。
211		なお、屋外における受動喫煙については、たばこ産業をはじめとして否定的な意見がありますが、既にエビデンスがありますので、ぜひ確認してみてください	No5の考え方と同様です。
212		・合法的な嗜好品であるたばこの使用を認めていないも当然であり、たばこ販売店の売上減少は目に見えている。	No182の考え方と同様です。
213		判断材料が不足しています。 平成30年4月5日(木曜)13時30分～15時30分に実施された「平成30年度第1回健康なまちづくり審議会(議題 受動喫煙を防止するための条例について)」の資料と議事録がHP上にUPされていません。 意見を求められても、総合判断が出来ません。	議事録の調製作業が遅れ、パブリックコメント期間中に掲載することができませんでした。なお、平成30年7月12日付けで、平成30年第1回健康なまちづくり審議会の資料と議事録を掲載いたしました。
214		・審議会の答申を受け作成したとのことだが、市内全域を対象とする内容であることから、庁内全般における検討や議会からの指摘を踏まえて作成すべきであった。	庁内関係部局と調整を図り作成したものであります。

※御意見等は、一部要約させていただいております。